

会
報

飛躍

多賀城・七ヶ浜商工会

No. 75

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている会員皆さまに対し心よりお見舞い申し上げます。
本会では同感染症に関する特別相談窓口を設置し各種ご相談を承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

主な記事

商工会では、

「**膨張から確かな成長へ**」をスローガンに掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始めた地域事業者の経営課題に対応するため、役職員一丸となって各種経営支援を展開して参ります。

新型コロナウイルス感染症で

影響を受ける事業者の皆様へ 2P~5P

新型コロナウイルス感染症に関する経営相談状況 6P

新会員紹介・こんにち輪(会員さんコーナー) 7P

各種ご案内・編集後記 8P



多賀城事務所

〒985-0872 多賀城市伝上山 3-1-12
TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

七ヶ浜事務所

〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山 5-1
TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125

URL <http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/>

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

宮城県

新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者に対して、保証料補助や実質無利子化により民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
対象	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること		
融資限度額	4,000万円		
資金用途	運転資金・設備資金		
利率	年1.30%		
利子補給	年1.30%(当初3年間) ※対象限度額 4,000万円	年1.30%(当初3年間) ※売上高▲5%以上の個人事業主、または売上高▲15%以上の小・中規模事業者に限る※対象限度額 4,000万円	年1.30%(当初3年間) ※対象限度額 4,000万円
償還期間	10年以内(うち据置5年以内)		
保証料	年0.85%		
保証料補助	全額補助 ※対象限度額 4,000万円	個人事業主▲5%以上 保証料0 小・中規模事業者▲5%以上 保証料1/2 小・中規模事業者▲15%以上 保証料0 ※対象限度額 4,000万円	全額補助 ※対象限度額 4,000万円
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	無担保(ただし、既設定根抵当権を除く)		
取扱期間	令和2年5月1日(金)から令和2年12月31日(木)までに保証申込み受付し、かつ、令和3年1月31日(日)までに融資実行されたもの		
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		

※詳細は取扱金融機関にご確認ください。

七ヶ浜町

事業継続地域支援金

新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が減少した事業者に対し支援金を支給いたします。

令和2年7月27日より対象事業者の条件拡充

- ①対象減少率：売上減少率が20%以上50%未満⇒減少率が20%以上
- ②重複申請：「休業要請協力金」「国の持続化給付金」の重複申請不可⇒重複申請可能
- ③支給額：1事業者あたり10万円⇒1事業者あたり20万円
※町内に事業所等を有する町外在住者は申請の対象外としておりましたが、町内に事業所等があれば申請を可能といたします。

○対象者

町内の中堅企業、中小企業その他の法人等及び、フリーランスを含む個人事業主の方で、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で**20%以上減少**した月があること。比較する月は**令和2年1月から申請を行う月の前月の売上額**を任意に選択し、前年同月比と比較する。

○対象となる要件

- ・七ヶ浜町内の中堅企業、中小企業
- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満
- (2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下
- (3) 令和2年6月1日以前から七ヶ浜町内に3か月以上法人登

記されている事業所があり、かつ申請する月まで同一の事業を営んでいること

- (4) 令和2年6月1日以前から七ヶ浜町内に3ヶ月以上住所があり、かつ申請する月まで同一の事業を営んでいること

- ・七ヶ浜町内で営業している個人事業主
- ◇青色申告を行っている個人事業主
前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「売上(収入)金額」の額を用いること。
- ◇白色申告を行っている個人事業主
令和元年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

- ・令和2年1月1日から3月31日までに開業した場合
- ・令和2年1月1日から3月31日までの間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、令和2年1月から3月の月平均の事業収入に比べて20%以上減少している場合

○支給金額 1事業者あたり20万円
(すでに10万円の支給を受けた事業者については、再申請の必要はありません)

○申請受付期間 令和3年1月15日(金)まで

○申請先・問い合わせ先

七ヶ浜町産業課水産商工係 022-357-7443

新型コロナウイルス感染症各種支援事業

商工会では「新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口」を開設し、各支援策の活用をご支援しております。下記「**持続化給付金**」及び「**家賃支援給付金**」の給付申請窓口も設けておりますので申請が困難な場合は、ぜひ商工会の給付申請窓口をご活用ください。(要予約)

国

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金を給付します。

○給付対象者

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、**5～12月**において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①**いずれか1カ月**の売上高が前年同月比で**50%以上減少**
- ②**連続する3ヶ月**の売上高が前年同月比で**30%以上減少**

○給付額・給付率

申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。

法人	最大600万円	75万円以下	支払い賃料など×給付率2/3
		75万円を超える	75万円以下の支払い賃料など相当する給付金(50万円) + 支払い賃料などのうち75万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	最大300万円	37.5万円以下	支払い賃料など×給付率2/3
		37.5万円を超える	37.5万円以下の支払い賃料などに相当する給付金(25万円) + 支払い賃料などのうち37.5万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、50万円(月額)が上限

○申請サイト <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

○本会以外の申請サポート会場

家賃支援給付金の申請は本サイトでの電子申請(インターネットを利用した申請)を基本としていますが、申請サポート会場において、補助員が電子申請を行うことが困難な方のサポートを行います。(完全事前予約制)

※近隣会場

会場	住所
塩釜商工会議所	塩釜市港町1丁目6-20 塩釜商工会議所1F
TKP仙台南町通カンファレンスセンター	仙台市青葉区中央3丁目6-10 仙台南町通ビル8F
TKPガーデンシティ仙台駅北	仙台市宮城野区名掛丁201-1 アパホテル2F

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

○給付対象の主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
(I) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
(II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。
※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。

○給付額

法人：200万円、個人事業者：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
※売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

○申請サイト

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

○本会以外の申請サポート会場

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。(完全事前予約制)

※近隣会場

会場名	住所
塩釜会場	塩釜市海岸通10-1 三晴ビル1F
仙台会場	仙台市青葉区本町3-6-17 勾当台本町ビル5F
仙台第三会場	仙台市若林区六丁の目西町8-1 斎喜センタービル5F

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して**5%以上減少**している方

 - 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
 - 令和元年12月の売上高
 - 令和元年10月から12月の平均売上高

- 資金の使いみち

設備資金および運転資金
- 貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資限度額（別枠）

国民生活事業：8,000万円
中小企業事業：6億円
- 利率

当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
国民生活事業：1.36%→0.46%（4,000万円限度）
中小企業事業：1.11%→0.21%（2億円限度）

新型コロナウイルス対策マル経融資

- 対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方

※商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者の方

- 貸付期間

設備資金：10年以内（うち据置期間4年以内）
運転資金：7年以内（うち据置期間3年以内）
- 融資限度額（別枠）

1,000万円
- 利率

当初3年間経営改善利率▲0.9%、4年目以降経営改善利率1.21%
※引下げの限度額は新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経の合計で4,000万円となります

特別利子補給制度

- 対象

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等、もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ※小規模事業者要件
 - ・製造業、建設業、運輸業、その他業種：従業員20名以下
 - ・卸売業、小売業、サービス業：従業員5名以下
- 利子補給期間

借入後当初3年間
- 補給対象上限

国民生活事業：4,000万円
中小企業事業：2億円

	小規模事業者	中小企業者
個人事業主	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

ハローワーク

雇用調整助成金の特例措置(緊急対応期間中)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成
※令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用

- 支給対象となる事業主

以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象

 - 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
 - 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする
 - 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
- 助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など
※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象（雇用調整助成金と同様に申請）
- 助成額・助成率

助成額 = (平均賃金額 × 休業手当等の支払率) × 下記助成率

 - ・解雇等を行わず雇用を維持した場合 10/10
 - ・それ以外の場合 4/5

- ※1人1日あたり15,000円が上限
- ※小規模事業主の場合は、実際に支払った休業手当額 × 助成率
- 追加支給

令和2年6月12日付けの特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日にさかのぼって適用（既に支給決定を行っている事業主などに対して、追加の助成額を支給）

 - 支給申請はお済みで、まだ支給決定されていない事業主の方
→追加支給の手続きは「不要」、差額（追加支給分）も含めて支給
 - すでに支給決定された事業主の方
→追加支給の手続きは「不要」、すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給
 - 支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方
→追加支給の手続きが「必要」
※令和2年9月30日までに以下の書類を提出
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」、「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」、「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

多賀城市

事業継続支援給付金(第2弾)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、事業継続支援給付金を支給します。
- 対象者

次に掲げるすべての要件を満たす事業者

 - ・市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人などであること
 - ・売上高が、**令和2年7月から同年9月までの任意の1か月間**

- と前年同月を比較して、**20%以上減少**していること（創業1年未満の事業者については、令和2年7月から9月までの任意の1か月間を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた直前の3か月間の平均売上高または原則直前の1か月間の売上高と比較して20%以上減少していること）
- ※第1弾（令和2年1月～同年6月減収分）の申請者も対象となります。
- 支給金額

1事業者あたり10万円
- 申請受付期間

令和2年10月30日(金)まで

理容業・美容業等衛生環境確保支援金

- 密接が避けられない理容業、美容業等のサービス提供において、新しい生活様式を実践するためには、より高い衛生水準を保つことが必要不可欠なことから、当該サービス提供に係る消毒等の感染症対策としての衛生環境確保の取組を応援するため、衛生環境確保支援金を支給します。
- 対象者

宮城県の要請および協力依頼等に基づく施設の使用停止を行う**対象外となった**市内事業者で、密接が避けられない下記の業種を営む事業者

- 市内で営業している理(美)容院
- 鍼灸・マッサージ、接骨院、柔道整復施設（※「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」、「柔道整復師」に基づく施術所の開設届出を行っている施設に限る。）
- 病院・診療所・歯科診療所
- 介護施設等
- 障害福祉サービス等事業所

- ※「宮城県における緊急事態措置等」により、休業等の要請を受けた対象施設は県ウェブサイトをご覧ください。
- ※1つの店舗で複数の業務（例：エステサロンと美容室）を行っていて、既に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けている事業者は対象外です
- ※上記3.4.5の業種等については新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（介護分）（障害福祉サービス等分）の助成を受けている、または受ける予定の事業者は**対象外**となります。
- 支給金額

1事業者あたり10万円（上限）
- 申請受付期間

令和2年10月30日（金）まで

雇用調整助成金申請支援補助金

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者が従業員の雇用を維持することを支援するために、国が特例措置として実施する「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。
- 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の申請を行うため、社会保険労務士へ当該雇用調整助成金における申請業務を委託して実施している

- 事業者
- 補助金額

1事業者あたり10万円（上限）
- 補助対象経費

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への代行報酬など
- 申請受付期間

令和2年11月30日（月）まで
※雇用調整助成金の緊急対応期間が延長されたことに伴い、受付期間を延長しています。

≪多賀城市施策共通≫

- 申請・問い合わせ先

多賀城市市民経済部商工観光課 022-368-1141（内線471～474）
※郵送または持参（申請書を持参する場合や事前相談を希望する場合は、電話での「事前予約」が必要です）

中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症にかかる小規模企業共済制度の【特例緊急経営安定貸付け】の実施

- 緊急経営安定貸付けとは

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りが著しく困難なときに、経営の安定を図るために事業資金を借入れできる制度
- 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して**5%以上減少**した、貸付資格を有するすべてのご契約者様

- お借入れ条件
 - ・借入額：50万円～2,000万円（掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割）
 - ・借入期間：借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む）
 - ・利率：0%（無利子）
 - ・返済方法：据置後、6か月毎の元金均等払い
- お問合せ先

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

6月26日、商工会多賀城会館において今年度2回目の理事会が開催され、新会員の加入承認など9議案の審議が行われました。

会議では今年度の各種事業計画の内容について審議が行われました。

特に新型コロナウイルス感染症の影響による対策として国や県、市町村による各種支援事業が展開される中、会員事業所の皆様に寄り添った伴走型で経営を支援する「経営発達支援計画」について承認されました。今後も各種施策や支援制度の窓口として地域内小規模事業者の支援に積極的に取り組むことと確認しました。

また、本会地域におきましても多賀城・七ヶ浜共通「生活応援クーポン券」発行事業、組織基盤確立の「会員増強運動実施要綱」や「共済事業加入推進運動実施要綱」について審議が行われ、新会員を紹介した方に3,000円を贈呈するなどの報奨金制度を盛り込んだ各要領も併せて承認されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により多くの小規模事業者が先行きに不安な思いを抱える中、商工会では支援体制の充実を図り、きめ細かい経営支援を展開してまいります。

第2回理事会

令和2年度事業推進 について審議 伴走型支援を確認

(6月受付分理事会加入承認)

会員になりました。よろしくお願いたします。

【法定会員】

No.	事業所名	代表者	住所	電話番号	業種
1	Lounge R&K	中川 雪	多賀城市町前3丁目3-23	366-6630	飲食店(スナック)
2	中華飯店 峰	長峰 勝夫	多賀城市新田字堀西26-1	368-7177	飲食業
3	(有)ファゼンタ	久保谷秀樹	多賀城市町前2-3-43	366-5036	飲食業
4	(有)カメキ	亀井 悟	多賀城市笠神4-4-20	362-2234	小売業(コンビニエンスストア)
5	(株)プロテック	狩野 誠	多賀城市大代2-1-9-2F	354-1472	建設業(塗装工事管理)
6	酒処「さくら」	木内 誠	多賀城市八幡3-4-2	366-7100	飲食業
7	鎌田工業	鎌田 龍寿	多賀城市桜木2-8-41-1	290-6832	建設業
8	Craft salon OLIVE	森咲 里美	七ヶ浜町吉田浜宮前39-8	357-5066	ガラスアート・カルトナージュ教室
9	エス・システム	澤橋 和人	多賀城市山王掃下し2-23	355-7816	システムバス・キッチン取付

全国商工会連合会

小規模事業者持続化補助金(一般型)

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

○対象 小規模事業者等

○補助率 2/3(補助上限50万円)

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

- ・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)
- ・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3または定額(10/10)※特例事業者(バー、カラオケ店等)のみ

○活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。

- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
 - ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。
- 第3回受付締切:令和2年10月2日 ※当日消印有効
○第4回受付締切:令和3年2月5日 ※当日消印有効

小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

○対象 小規模事業者等

○補助率

(類型A)2/3、(類型BまたはC)3/4(補助上限100万円)

※補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

類型A: サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

類型C: テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

- ・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)
 - ・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3または定額(10/10)※特例事業者(バー、カラオケ店等)のみ
- ※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2(最大50万円)を即時支給。
※特例として令和2年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認める。

○活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

○第4回受付締切:令和2年10月2日(金) ※必着

詳細につきましては商工会までお問い合わせください。

※令和2年8月19日時点での情報です

新規会員様対象!

商工会の会報に、 無料で事業PR記事を 掲載できます!

~会報飛躍 「こんにち輪コーナー」 への掲載希望者募集~

本会会報において、新規に会員加入いただいた事業者を対象に、無料で事業PR記事を掲載できるコーナーを設けております。本会報は多賀城市・七ヶ浜町内の約1,300事業所に向けて送付しておりますので、地域内で認知度向上を図りたい新規会員の方はぜひご活用ください!

※掲載する場合は、原稿(200字程度)及び写真(2枚)の提供をお願いしております。

Craft salon OLIVE

森咲 里美

☎022-357-5066

①ガラスアート教室

⑤はじめまして。ガラスアート&カルトナージュ教室「クラフトサロンオリーブ」です。スタンドグラスを習いたいと思っていた15年前に、手軽にスタンドグラス風の作品作りができる「ガラスアート」を知り、日本ヴォーグ社の認定講師になりました。

ガラスを切らずに机の上でできるガラスアートは、小物からインテリアまで生活に彩を加えるクラフトです。また、カルトナージュは組み立てた箱などに、好きな布や紙を貼り装飾するフランスの手工芸です。お揃いの布で実用的なインテリア作品も楽しめます。これから何か趣味を持ちたい女性の方におススメのクラフトです。体験可(要予約)

日本ガラスアート協会認定インストラクター



<業種別相談割合>

業種	割合
卸売業	2%
小売業	10%
飲食業	30%
サービス業	23%
建設業	23%
運輸業	1%
保険業	1%
製造業	5%
その他	4%
計	100%

こうした中、本会では7月中旬より持続化給付金・家賃支援給付金の給付申請窓口を設置し、本会事務所(多賀城・七ヶ浜)にて申請することが可能となっております。給付金申請については原則電子申請となるため、申請が困難な際は、ぜひ商工会の給付申請窓口をご活用ください。※要予約



その他支援策等で気になる点・ご不明点等がありましたらお気軽にご相談ください。

本会では、新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口を3月中旬から開設しており、7月末時点で融資・助成金をはじめとする各種支援策に関し、約300件を超える会員さまからご相談をいただいております(延べ1,000件相談)。

新型コロナウイルス感染症の影響 による相談は商工会まで

今度はあなたの出番です。今すぐお電話を! 多賀城事務所 ☎365-7830・七ヶ浜事務所 ☎357-3912

